# 第4編 災害復旧·復興対策

## 第1章 生活の安定

## 第1節 復旧事業の推進

市は、府及び防災関係機関と連携しながら、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、復旧事業の推進に当たっては、女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

## 第1 被害の調査

市は、府及び被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を 調査し、国に報告する。

## 第2 公共施設等の復旧

#### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、都市計画上、災害復旧事業計画を作成するとともに、関係機関と十分に連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

また、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担若しくは補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(災害復旧事業計画)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林施設復旧事業計画
- (3)都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7)公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

#### 2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

## 第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施に当たり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業		
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧		
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧		
公営住宅法	公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場、集会 所等)の復旧		
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業		
感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物		
予防接種法	臨時の予防接種		
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧		
水道法	上水道施設の復旧		
下水道法	下水道施設の復旧		
道路法	道路の復旧		
河川法	河川の復旧		
生活保護法	生活保護施設復旧		
児童福祉法	児童福祉施設復旧		
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧		
老人福祉法	老人福祉施設復旧		
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧		
売春防止法	婦人保護施設復旧		
砂防法等	土砂災害防止対策		

## 第4 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 (以下「激甚災害法」という。)及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

## 第5 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

## 第6 特定大規模災害

府は、特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受けた市町村から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

## 第2節 罹(り)災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹(り) 災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹(り)災証明書 を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影 した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

## 第1 罹(り)災証明書等の発行

#### 1 被害認定調査及び被害調査票の作成

調査班及び都市計画班は、府が行う被害の調査に協力するとともに、被害認定調査の結果に基づき被害調査票を作成する。なお、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、府に対し、被災者に関する情報の提供を要請する。

#### 2 罹(り)災証明書の発行

罹(り)災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害における住家に関する被害認定を証明し、発行する。

なお、発行対象となる災害の規模は特段定めない。

#### 【罹(り)災証明の範囲】

#### 住家

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)

(参考)

全壊、半壊:「災害の被害認定基準について」(平成13年(2001年)) 内閣府

大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成19年(2007年)12月)内閣府中規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年(2020年)12月)内閣府

準 半 壊:「災害救助事務取扱要領」(令和2年(2020年)3月)内閣府

運 用:「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年(2021年)3月)内閣府

#### (1) 発行の手続

調査班は、罹(り)災証明書発行申請に対して、被害調査票によって確認のうえ発行し、市民班はその旨を被災者台帳に記録する。

なお、罹(り)災証明書発行にかかる規程は別に定める。

## (2)罹(り)災届出証明書の発行

調査班は、被災者から申請のあった被害事実に対して、届出のあった旨を証明するため、罹(り) 災届出証明書を発行する。

#### 【罹(り)災届出証明の範囲】

## 範囲

人的被害、不動産被害、家財、設備、車両等の動産被害、 その他市長が必要と認めた範囲

罹(り)災届出証明書発行にかかる規程は別に定める。

#### (3)罹(り)災証明書等発行の広報

調査班は、広報班を通じて罹(り)災証明書等発行の時期と場所、申請に必要な持ち物等に関する広報を実施するとともに、報道関係機関と連携し、被災者へ周知徹底する。

- ア 発行期間
- イ 発行窓口の場所
- ウ 申請に必要な持ち物
- エ 二次調査制度について

## 第2 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護を実施するための基礎として、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施 状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を固定資産税課税台帳及び住民基本台帳等か ら作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

- (1)被災者台帳に記載する項目
  - ア氏名
  - イ 生年月日
  - ウ性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 電話番号その他の連絡先
  - カ 世帯の構成
  - キ 住家の被害等
  - ク 罹(り)災証明書の交付の状況
  - ケ 罹(り)災届出証明書の交付の状況
  - コ 援護の実施の状況
  - サ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

## 第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 (昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)による援助、助成等を受けて適切な復旧対策を 実施する。

#### 第1 激甚災害指定の手続

#### 1 激甚災害の指定

激甚災害指定の手続は、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を 知事に報告する (災害対策基本法第53条による)。
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない(災害対策基本法第53条による)。

#### 2 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、府に提出する。

## 第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は次のとおりである。

#### 1 公共土木施設災害復旧等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10)婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
- (14) 湛水排除事業

#### 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

#### 4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6)罹(り)災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8)公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債にかかる元利償還金の基準 財政需要額への算入等
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっ旋、住宅の確保等を行う。市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第1 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

- (1) 地震、暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
  - ア 市において住居が5世帯以上滅失した災害
  - イ 府内にて住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害
  - ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
  - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (2) 次の場合、支給を制限する。
  - ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
  - イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時 その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順 位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが 存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

#### 2 大阪府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

- 資料 45 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 資料 46 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

## 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

#### 1 災害援護資金の貸付

自然災害によって市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が府内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

## 3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け 低利融資の制度適用が、該当する市民に対し、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

## 第3 市税等の減免・徴収猶予等

#### 1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

#### (1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

#### (2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

#### (3)減免

災害によって被災した者に対して、個人の市民税・固定資産税等の市税を軽減又は免除する減免 措置を講じる。

#### 2 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

#### 3 国民健康保険料の減免等

#### (1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

#### (2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

#### 4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

#### 第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、

必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等のあっ旋を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

#### 1 住宅復興計画の作成

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

#### 2 公共住宅への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

#### 3 住宅に関する相談窓口の設置等

府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めると ともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

#### 4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、罹(り)災者に対する罹(り)災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に罹(り)災地の再生を図る。

#### 5 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害(火災にあっては、地震による火災に限る。)によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

#### 6 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、本法を適用する際には、国の指示等を受けて、制度の運用に協力する。

#### 第5 被災者生活再建支援金

#### 1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給にかかる被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

#### 2 被災者生活再建支援制度の概要

## (1)被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠

出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における 自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア〜ウに隣接する市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口5万人未満のものに限る。)
- (3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半 壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

#### (4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
  - ・上記(2)ア~ウの世帯 100万円
  - ・上記(2)エの世帯 50万円
  - ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
  - ・住宅を建設又は購入した場合

上記(3)ア〜エの世帯 200万円

上記(3)オの世帯 100万円

・住宅を補修した場合

上記(3)ア~エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く。)

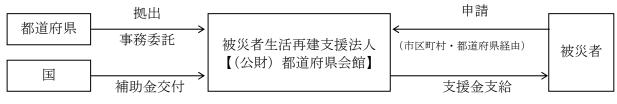
上記(3)ア〜エの世帯 50万円

上記(3)オの世帯 25万円

- ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)
- ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

## (5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおりである。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

## 第5節 中小企業の復旧支援

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ 的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報 活動を積極的に行う。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小 企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## 第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために、府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

## 第2 中小企業者に対する支援制度の周知

政府系金融機関の融資、大阪府災害復旧資金緊急融資、大阪府中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

## 1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長 及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、 その再建資金を貸し付ける。

#### 2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

## 第6節 農林業関係者の復興支援

被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速 かつ的確に行われるよう府に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な 広報活動を積極的に行う。

## 第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために府が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

#### 第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

天災融資資金、農林水産業資金、大阪府農林漁業安定資金の融資などの支援制度について、大阪中河 内農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

#### 1 天災融資資金 (天災融資法)

- (1)融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

#### 2 農林水産業資金

日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

#### 3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

## 第7節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図るうえで、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等にかかわる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

## 1 上水道(市、大阪広域水道企業団)

#### (1) 復旧計画

- ア 上水道班は、水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業 日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況及び各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

上水道班は、広報班を通じて、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関等に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 2 下水道(市、府)

#### (1) 復旧計画

- ア 下水道班は、下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則と するが、被災状況、各設備の被害状況及び各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいもの を優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

下水道班は、広報班を通じて被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。加えて、府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)

#### (1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧 計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の

防止に努める。

#### (2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況などの広報に努める。

#### 4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社)

#### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復 旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘 案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況などの広報に努める。

## 5 電気通信 (西日本電信電話株式会社 (関西支店)、KDDI株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク 株式会社)

#### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復 旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則と するが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

#### (2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況などの広報に努める。

## 6 共同溝・電線共同溝(近畿地方整備局、府、市)

#### (1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復 旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ上等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

## 7 放送(日本放送協会、民間放送事業者)

#### (1) 復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速 やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機 関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、 被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

#### (2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

#### 8 鉄道(鉄道事業者)

## (1) 復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復 旧計画を策定する。
- イ 復旧に当たり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の 捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

#### (2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況などの広報に努める。

## 9 道路(近畿地方整備局、府、市)

#### (1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達及び作業日程の情報を加味した復 旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、 復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ 府は、市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道 について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代 わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の 遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

#### (2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況などの広報に努める。

# 第2章 市における復興に向けた取組

大阪に大規模災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策及び復旧対策の進捗を 踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針や計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

#### 1 災害復興計画の策定

大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要 と認める場合は、総括班は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

設置後、総括班は、都市計画班と連携しながら、迅速に復興を進める必要があると判断した場合、 大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律 (平成25年法律第55号)」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2)復興計画の目標
- (3)被災後の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4)復興の目標を達成するために必要な事業にかかる実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民 の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6)復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

#### 2 復興計画策定の際の留意点

災害復興計画の策定においては、下記に例示する視点に留意する。

- (1) 市民の安全・安心が将来にわたり確保されるよう、被災から得た教訓等を生かした災害に強いまちづくりを目指す。
- (2)地域の特性や被災前からの地域的な課題等を考慮し、行政、市民、地域、事業者等が互いに連携した地域分権による復興を通じて、より良い地域づくりを目指す。
- (3) 復興の推進に当たっては、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指す。

- (4)被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に実現するため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の選択と集中を図る。
- (5) 市の特色や目指すべき将来都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力と活力のあるまちづくりを進めるものとし、総合計画等の上位計画との関係に留意する。

#### 3 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。